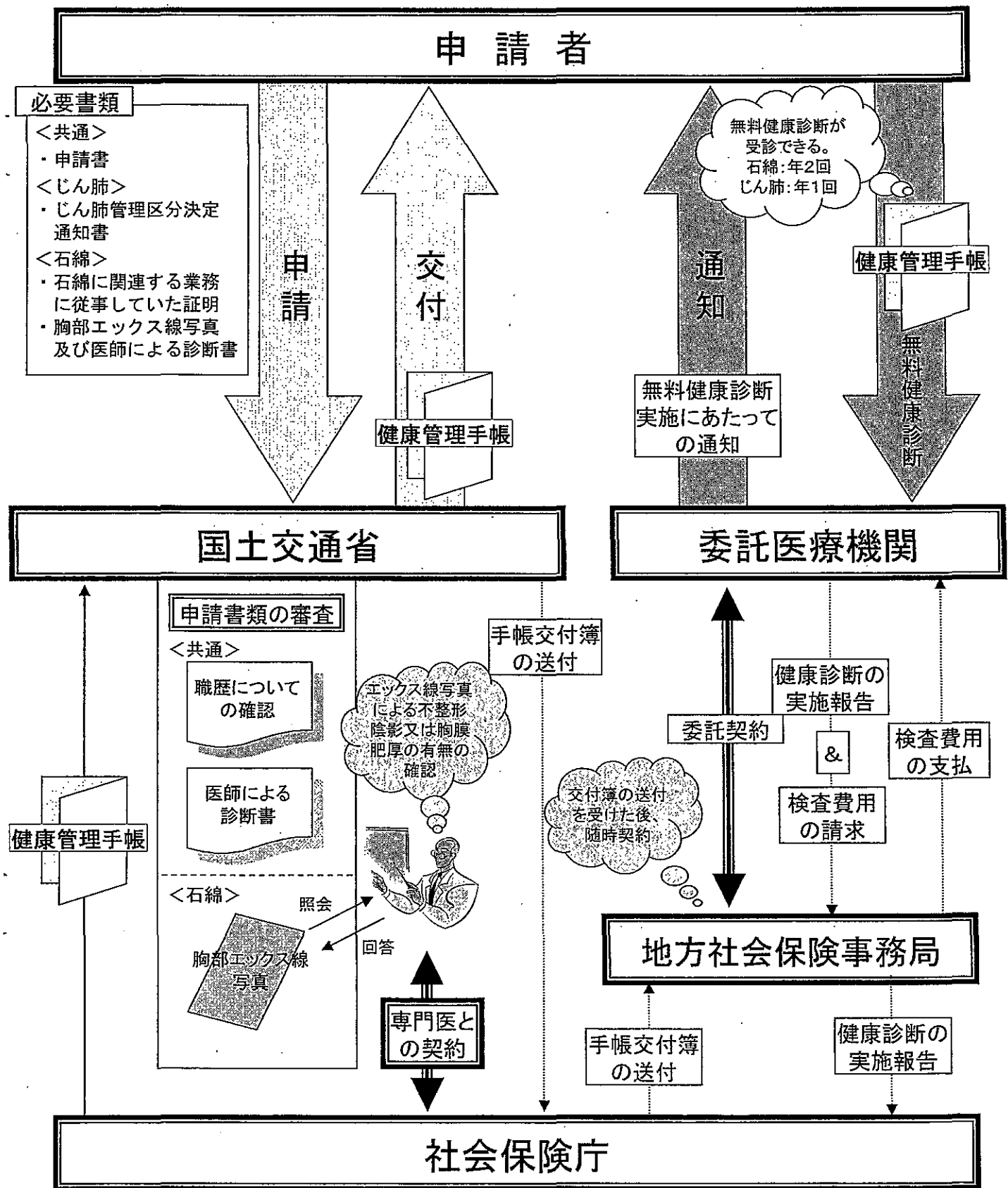


# 元船員の健康管理手帳制度



庁保険発第 1104001 号

平成 17 年 11 月 4 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部医療保険課長

(公 印 省 略)

### 船員健康管理手帳の交付を受けた者に対する健康診断の実施について

船員に対する健康管理制度については、「船員に係る健康管理手帳制度の創設について（平成17年10月28日国海働第92号、庁保険発第1028001号）」により、平成17年12月15日から実施することとされたところであるが、その取扱いについては、下記のとおりとしたので遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、船員に対する健康診断については、船員健康管理手帳の交付を受けた者の所在地を管轄する地方社会保険事務局において、事前に医療機関と委託契約を締結したうえで実施することとなるので、下記に留意のうえ取り扱われたい。

また、当該取扱いについては、国土交通省海事局船員労働環境課と協議済であることを申し添える。

### 記

#### 1 健康診断の実施について

健康診断の実施回数は、「船員に係る健康管理手帳制度の創設について」の別表2により、粉じん業務については1年に1回、石綿業務については半年に1回とされていること。

なお、医療機関が健康診断を実施する時期は、地方社会保険事務局において、医療機関との話し合いにより適切な時期に定めることとするが、再度検査を行う

必要がある場合、検査の結果が判明するまでに相当の日数を必要とする場合、追加検査を行う場合等には、決められた月の翌月にわたって健康診断が行われることも考えられるので、実施期日については弾力的に運用すること。

## 2. 委託医療機関について

国土交通省から船員健康管理手帳（以下「手帳」という。）が交付された場合は、当課より手帳の交付を受けた者（以下「手帳所持者」という。）の住所地を管轄する地方社会保険事務局あてに船員健康管理手帳交付簿（以下「交付簿」という。）を送付するので、地方社会保険事務局長は、次により健康診断を委託する医療機関（以下「委託医療機関」という。）を決定すること。

(1) 健康診断を実施する委託医療機関は、次の要件を満たすものでなければならないこと。

① 当該健康診断に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその健康診断の実施に当たること。

② 臨床検査技師、衛生検査技師等当該健康診断に係る検査業務を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。

なお、粉じん業務に係る健康診断を実施する委託医療機関にあつては、珪肺労災病院の実施する「じん肺診断技術等研修」を受講したエックス線技師及び肺機能検査技師を有することが望ましいこと。

③ 委託する健康診断の種類に応じ、次に掲げる業務に係る健康診断の実施に必要な設備が整備されていること。

### ア 粉じん業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b スパイロメーター及びフローボリューム曲線記録装置
- c 動脈血ガス分析装置
- d 顕微鏡及び細菌培養器具
- e 標本染色用器具

### イ 石綿業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b 標本染色用器具
- c 気管支ファイバースコープまたは気管支鏡

④ (社)全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等、

精度管理に努めていること。

- (2) 地方社会保険事務局長は、前記(1)の要件を満たす医療機関のうちから、優れた診断機能を有し、かつ、従来の活動や実績からみて管内における社会保険行政の推進に十分な理解を有し、健康診断の実施に積極的な協力が得られる機関を委託医療機関として選定するものとする。
- (3) 委託医療機関は、手帳所持者の住所、利用できる交通機関等を考慮し、その者が日帰りで健康診断を受診することができるように配慮すること。  
なお、手帳交付対象業務に従事した者または従事している船員に対する健康診断を行っている医療機関についても、委託医療機関として選定して差し支えないものであること。
- (4) 地方社会保険事務局長と医療機関との委託契約は、別添1の契約書により行うものとする。
- (5) 別添1の契約書第3条の規定に基づき、地方社会保険事務局長の定めるべき事項は、別添2のとおりとすること。
- (6) 前記(1)の要件を満たすか否かの判定等をはじめ、委託医療機関の選定に当たっては、都道府県医師会の意見を十分に聞くものとする。

### 3 手帳所持者に対する健康診断の実施区分について

- (1) 手帳所持者が、次に掲げる期間に該当する場合は、手帳所持者を雇用している船舶所有者が行うべき健康診断を受けるものとする。
  - ① 当該手帳の発給に係る船舶所有者に再雇用され、在職している間
  - ② 粉じん業務に係る手帳所持者が、前記①の船舶所有者以外の船舶所有者に雇用され、粉じん業務に従事している間及び当該業務から他の業務に配置換えされ、在職している間
  - ③ 石綿業務に係る手帳所持者が、前記①の船舶所有者以外の船舶所有者に雇用され、石綿を取り扱う業務に従事している間及び当該業務から他の業務に配置換えされ、在職している間
- (2) 前記(1)以外の場合は、当該健康診断は委託医療機関において実施するものとする。
- (3) なお、前記(2)による場合のほかは、船舶所有者が(1)の①から③による健康診断を委託医療機関に委託して実施するとしても、その費用は国が負担するものではないこと。

#### 4 健康診断に要した費用の支払いについて

委託医療機関に対する手帳所持者の健康診断に要した費用の支払については、委託医療機関から船員健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求書（様式1）及び船員健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求内訳書（様式2）を提出させること。

なお、委託医療機関が実施した健康診断の内容等について、船員健康管理手帳台帳（様式3）の所定欄に記載のうえ管理しておくこと。

#### 5 手帳所持者に対する受診旅費の支払いについて

- (1) 受診旅費は、受診者が最も経済的な通常の経路及び方法により、委託医療機関を受診した場合に、次の範囲で支給すること。
  - ① 受診旅費の種類は交通費と宿泊料とすること。
  - ② 交通費は、受診者が公的交通機関（バス、電車、船等をいい、ハイヤー、タクシー等を除く。）を利用して、その居住地と委託医療機関を往復するために要する普通旅客運賃（電車等で急行、特急等の普通運賃以外に別料金を設けて徴するものを除くこととし、船等で等級を設けてある場合は最下位のクラスとすること。）を支給すること。
  - ③ 宿泊料は、地理的事情（受診者が離島等に住んでいて宿泊しなければ委託医療機関で健康診断を受けることができないと判断されるもの）等により、宿泊の必要があると認められる場合に限り、一泊につき6,600円を限度として実費額を支給すること。
- (2) 受診旅費の支給を受けようとする者は、船員健康管理手帳に係る健康診断受診旅費請求書（様式4）に必要な事項を記入のうえ押印して、地方社会保険事務局長あて請求するものとする。
- (3) 受診旅費の支給は、受診者の請求に基づき、地方社会保険事務局長が行うものとする。請求を受けた社会保険事務局長は、受診の事実を委託医療機関からの健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求内訳書等により確認するとともに請求書の内容を十分審査し、不正受給の防止に努めるものとする。
- (4) 手帳所持者に対して受診旅費を支払った場合は、健康管理手帳台帳の所定欄に記載のうえ管理しておくこと。

## 6 手帳所持者が住所を変更した場合の取扱い

手帳所持者が住所を変更した場合は、当課より交付簿を送付するので、次により取り扱うこと。

- (1) 変更後の住所が管轄内の場合で、委託医療機関の変更が必要なときは、前記2により改めて委託医療機関を決定すること。
- (2) 変更後の住所が管轄外の場合は、健康管理手帳台帳の写しを変更後の住所地を管轄する社会保険事務局へ送付すること。

なお、変更後の住所地を管轄する社会保険事務局は、前記2により委託医療機関を決定すること。

## 7 健康診断の実施状況等の報告について

地方社会保険事務局は、健康診断の実施状況について、船員健康管理手帳所持者に対する健康診断実施報告書（様式5）により、健康診断を実施した翌月の5日までに当課（chou-soumu@sia.go.jp）あて電子メールにて報告されたいこと。

## 8 実施時期

この通知は、平成17年12月15日から実施すること。ただし、手帳所持者に対する健康診断については、平成18年4月1日から実施すること。

別添1

## 契 約 書

(都道府県名) 社会保険事務局長 (局長氏名) (以下「甲」という。) と (医療機関名及び代表者氏名) (以下「乙」という。) は、船員に係る健康管理手帳制度の創設について (平成17年10月28日国海働第92号、庁保険発第1028001号) に基づく船員健康管理手帳 (以下「手帳」という。) を所持する者 (以下「手帳所持者」という。) に対する健康診断の実施に関し、次のとおり契約する。

第1条 甲及び乙は、ともに信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。

第2条 乙は、手帳所持者に対し、手帳に係る健康診断を実施し、甲は、乙が当該健康診断の実施に要した費用を乙の請求に基づき支払う。

第3条 前条の健康診断の実施方法、費用の額及び請求方法その他健康診断の実施に関し、必要な事項は甲が定める。

第4条 この契約の当事者は1か月前までに予告すれば、これを解除することができる。

第5条 この契約に定めるもののほか必要な事項については、随時甲及び乙が協議して定める。

第6条 この契約の有効期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙から解除の意思表示がないときは、期間満了後1箇年間順次この契約を継続するものとする。

この契約締結を証するため、本証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 (都道府県名) 社会保険事務局長 (局長氏名) 印

乙 (医療機関名及び代表者氏名) 印

契約書第3条の規定に基づき地方社会保険事務局長の定めるべき事項

- 1 船員健康管理手帳（以下「手帳」という。）を所持する者（以下「手帳所持者」という。）に対する健康診断は、地方社会保険事務局長と医療機関との話し合いにより適切な時期を定め、実施するものとする。
- 2 委託医療機関は、当該医療機関に所属する医師のうちから当該健康診断の実施に当たる医師を指名するものとする。この場合において、委託医療機関は、指名しようとする医師について、地方社会保険事務局長に通知するものとする。
- 3 委託医療機関は、地方社会保険事務局長から送付される船員健康管理手帳交付簿により、手帳所持者に対して健康診断の受診の案内を行うものとする。
- 4 委託医療機関は、手帳所持者の健康診断により、再検査または追加検査を行う必要が認められた者に対しては、当該健康診断の実施に当たる医師により、所見の説明等の必要事項の説明を行うものとする。
- 5 委託医療機関は、手帳所持者ががん等の重度の疾病に罹患している可能性があり、次の9に定める業務ごとの健康診断の検査項目の範囲を超えた精密検査を行う必要が認められた場合には、その精密検査の必要性及び当該精密検査は手帳による健康診断の範囲外であることを手帳所持者に説明のうえ、本人の了解を得たうえでの医療保険等による精密検査の実施または他の医療機関の紹介等適切な措置を講ずること。
- 6 委託医療機関は、手帳所持者の行う受診旅費の地方社会保険事務局長への請求、粉じんに係る手帳の健康診断の場合における手帳所持者の行う都道府県労働局長へのじん肺管理区分決定申請、じん肺管理区分が2または3に該当し合併症のある者及びじん肺管理区分が4に該当した者並びに中皮種等になった者に対する船員保険の職務上給付の請求について、手帳所持者に対し必要な指導を行うこと。
- 7 委託医療機関が健康診断に要した費用の請求を行う場合は、当該健康診断を実施した月の翌月の15日までに船員健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求書（様式1）及び船員健康管理手帳所持者に係る健康診断費内訳書（様式2）を地方社会保険事務局長に提出して行うものとする。
- 8 健康診断費の支払は、請求のあった日から30日以内に行うものとする。



9 健康診断費の単価は、次のとおりであること。

(1) 粉じん業務関係

- ① 胸部臨床検査まで行ったもの 7,400円
- ② 肺機能検査でスパイロメトリー及びフローボリューム曲線による検査を行った場合は3,200円を、動脈血ガス分析検査を行った場合は4,500円を加算する。
- ③ 結核精密検査で結核菌検査を行った場合は4,400円を、蛍光抗体法による細菌顕微鏡検査を行った場合は600円を、喀痰細胞診を行った場合は4,000円を、特殊撮影によるエックス線検査のうちで側面像の単純撮影を行った場合は2,000円を、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を若しくはそれ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を、赤血球沈降速度検査を行った場合は1,500円をまたはツベルクリン反応検査を行った場合は900円を加算する。
- ④ 肺結核以外の合併症の検査で、結核菌検査を行った場合は4,400円を、蛍光抗体法による細菌顕微鏡検査を行った場合は600円を、特殊撮影によるエックス線検査のうちで側面像の単純撮影を行った場合は2,000円を、斜位像の単純撮影を行った場合は2,000円を、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円をまたは気管支造影を行った場合は9,500円を加算する。

(2) 石綿業務関係

- ① エックス線写真による検査まで行ったもの 7,400円
- ② 特殊な撮影法によるエックス線写真による検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。
- ③ 喀痰の細胞診を行った場合は4,000円を加算する。
- ④ 気管支ファイバースコープ検査を行った場合は18,000円を、気管支鏡検査を行った場合は6,000円を加算する。

なお、医師が必要であると認めて生検及び病理学的検査を行った場合は、更に14,400円を加算する。

10 委託医療機関は、実施した健康診断の結果を手帳の所定欄に記載すること。

船員健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求書

請求金額					千			円
------	--	--	--	--	---	--	--	---

ただし ほか 名に対する船員健康管理手帳に係る健康診断費内訳は次のとおり

健康診断の種類	内訳書添付枚数	健康診断費請求額
じん肺	枚	円
石綿	枚	円

上記の金額を請求します。

平成 年 月 日

請求人（委託医療機関）の 郵便番号

住 所

名 称

責任者氏名

印

電話

社会保険事務局長 殿

(注) 請求金額の頭部には、「〒」を付してください。

上記の健康診断費は、右記銀行の口座へ振り込んでください。	(請求人)  印	銀行  店	当座・普通
------------------------------	----------------	-------------	-------

様式2

船員健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求内訳書  
(種類 )

委託医療 機関の番号	第 号	委託医療 機関の名称	
船員健康管理 手帳の番号	第 号	健康診断 実施年月日	平成 年 月 日
社会保険 事務局名		支払額	円
健康診断受診者氏名			( 歳)

健康診断の内容		金額	摘要
検 査 項 目		円	
そ の 他			
合 計			

(種類 ) の欄には、じん肺または石綿の別を記入すること。

様式3

船員健康管理手帳台帳

種 類		手帳交付番号		交付年月日	
(ふりがな) 氏 名			生年月日		性別 男・女
住 所	電 話				
	電 話				
医 療 機 関 名					
所 在 地					

健 康 診 断 実 施 年 月 日	健康診断内容等	支 給 金 額	支 給 年 月 日	交 通 費 等 支 給 金 額	支 給 年 月 日

「種類」欄は、「じん肺」または「石綿」と記入すること。

様式 4

船員健康管理手帳に係る健康診断受診旅費請求書

社会保険事務局長 殿

私は、  
 において、平成 年 月 日に実施された健康診断を受診したので、その受診旅費を請求します。

平成 年 月 日

氏名	印		船員健康管理手帳番号	第 号
住所	〒			
払渡希望金融機関	銀行	店	口座番号	当座普通

受診旅費 \_\_\_\_\_ 円

年月日	区間	利用交通機関			宿泊料	合計
		船賃	鉄道賃	バス賃		
		円	円	円	円	円
		円	円	円		円

- (注) 1 受診旅費の請求は、「船員健康管理手帳に係る健康診断受診旅費請求書」によって受診した都度請求してください。なお、請求書は受診した日から一週間以内に提出してください。
- 2 健康診断を受けるのに宿泊が必要な場合は、管轄の社会保険事務局へ照会のうえ請求してください。なお、請求する場合は、必ず領収書を添付してください。
- 3 不明な点でお聞きになりたいことがありましたら、管轄の社会保険事務局へ照会してください。

船員健康手帳所持者に係る健康診断実施状況

社会保険事務局

委託医療 機関の番号	第 号	委託医療 機関の名称	
---------------	-----	---------------	--

<石綿>

健康診断 実施年月日	船員健康管理 手帳の番号	健康診断 受診者氏名	健康診断の内容等

<じん肺>

健康診断 実施年月日	船員健康管理 手帳の番号	健康診断 受診者氏名	健康診断の内容等

参考 1

国 海 働 第 9 2 号  
庁 保 険 発 第 1028001号  
平 成 1 7 年 1 0 月 2 8 日

社団法人 日本船主協会会長  
日本内航海運組合総連合会会長  
社団法人 大日本水産会会長  
社団法人 日本旅客船協会会長  
社団法人 日本外航客船協会会長  
全日本海員組合組合長

殿

国土交通省海事局船員労働環境課長

社会保険庁運営部医療保険課長

船員に係る健康管理手帳制度の創設について

標記について、別添のとおり船員に係る健康管理手帳制度を創設することとしましたので、貴傘下会員（組合員）に周知していただきますようお願いいたします。

なお、実施日は平成17年12月15日としております。

## 船員に係る健康管理手帳制度の創設について

船員法（昭和22年法律第100号）第1条の船員（以下「船員」という。）であった者に係る健康管理手帳（以下「船員健康管理手帳」という。）制度は、船内において特定の業務に従事したことにより、当該者が離職後に、その従事した業務に起因して発症する疾病で、発病した場合重篤な結果を引き起こすものの早期発見のために創設するものであり、そのような特定の業務に従事して離職した船員に対しては、政府が下記の措置を行って健康管理に万全を期することとするものである。

### 記

#### 1 目的

がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある粉じんを発散するおそれのある作業又は石綿を取り扱う作業に従事していた船員であって一定の要件に該当する者に対し、離職の際に又は離職後に船員健康管理手帳を交付することにより、当該者の健康管理を行うことを目的とするものである。

#### 2 船員健康管理手帳の交付及び交付の要件

船員健康管理手帳は、別表1の左欄に掲げる業務（別表左欄1に掲げる業務は「粉じん業務」、同表左欄2に掲げる業務は「石綿業務」という。以下同じ。）に従事していた者のうち、その従事した業務に応じた同表右欄に掲げる要件に該当する者に対し、離職の際に又は離職後に交付するものであること。

#### 3 交付の申請

- (1) 船員健康管理手帳の交付は、上記2の要件に該当する者からの申請により行うものとする。
- (2) 船員健康管理手帳の申請を行う者は、船員健康管理手帳交付申請書（様式第1号）に別表1の左欄に掲げる業務に従事していた事実を証する書類（当該書類がない場合には、当該事実についての申立て書）（石綿業務に従事していた者にとっては、胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真等）を添えて、国土交通省海事局船員労働環境課（以下「本省」という。）に提出すること。  
なお、各地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。）、運輸支局及び海事事務所の窓口においても申請の受付を行うこととする。

#### 4 船員健康管理手帳の様式

船員健康管理手帳は様式第2号による。

#### 5 健康診断受診の勧告

本省は、申請者に船員健康管理手帳を交付するときは、当該手帳の交付を受ける者に対し、別表2に定める健康診断を受けることを勧告するとともに、その者が受ける健康診断の回数、方法その他当該健康診断を受けることについて必要な事項を通知すること。



## 6 健康診断の実施

- (1) 船員健康管理手帳の交付を受けた者（以下「手帳所持者」という。）に対する健康診断は、別表2の左欄に掲げる業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間ごとに定期的に、同表の右欄に掲げる項目について行うものとする。
- (2) 前記(1)の健康診断は、地方社会保険事務局長が当該健康診断実施業務を委託した医療機関において行うものとする。

## 7 船員健康管理手帳の提出等

- (1) 手帳所持者は、上記5の勧告に係る健康診断を受けるときは、船員健康管理手帳を当該健康診断を行う医療機関に提出すること。
- (2) 前記(1)の医療機関は、手帳所持者に対し健康診断を行ったときは、その結果をその者の船員健康管理手帳に記載すること。

## 8 船員健康管理手帳の交付を受けた者は、当該船員健康管理手帳を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

## 9 船員健康管理手帳の書替え

手帳所持者は、氏名又は住所を変更したときは、30日以内に、船員健康管理手帳書替申請書（様式第3号）に船員健康管理手帳を添えて本省に提出し、船員健康管理手帳の書替えを受けること。

## 10 船員健康管理手帳の再交付

- (1) 手帳所持者は、船員健康管理手帳を滅失し、又は損傷したときは、船員健康管理手帳再交付申請書（様式第3号）を本省に提出し、船員健康管理手帳の再交付を受けること。
- (2) 船員健康管理手帳を損傷した者が前記(1)の申請をするときは、当該申請書にその船員健康管理手帳を添付すること。
- (3) 手帳所持者は、船員健康管理手帳の再交付を受けた後、滅失した船員健康管理手帳を発見したときは、速やかに、これを本省に返還すること。

## 11 船員健康管理手帳の返還

手帳所持者が死亡したときは、当該手帳所持者の相続人又は法定代理人は、遅滞なく、船員健康管理手帳を本省に返還すること。

別表 1 (本文記 2 関係)

< 船員健康管理手帳の交付要件 >

業 務	要 件
<p>1. 粉じん作業（じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する粉じん作業をいう。）に係る業務</p>	<p>船員であった者で、じん肺法第 13 条第 2 項（同法第 15 条第 3 項、第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により決定されたじん肺管理区分が管理 2 又は管理 3 であること。</p>
<p>2. 石綿（これをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を取り扱う業務</p>	<p>船員であった者で、両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。</p>

別表 2 (本文記 5 関係)

## &lt;健康診断の検査項目&gt;

業務の区分	回数	項目
粉じん作業（じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する粉じん作業をいう。以下同じ。）に係る業務（じん肺管理区分が管理 2 の者）	年に 1 回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 粉じん作業についての職歴の調査及びエックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。以下同じ。）による検査</li> <li>2 エックス線写真による検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち、原発性肺がんにかかっている疑いがないと診断された者以外の者については、医師が必要と認める場合、胸部らせん CT 検査及び喀痰細胞診</li> </ol>
粉じん作業に係る業務（じん肺管理区分が管理 3 の者）	年に 1 回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 粉じん作業についての職歴の調査及びエックス線写真による検査</li> <li>2 胸部に関する臨床検査及び肺機能検査。 ただし、肺機能検査については、エックス線写真による検査の結果、一側の肺野の三分の一を超える大きさの大陰影（じん肺によるものに限る。）があると認められる者、結核精密検査の結果、肺結核にかかっていると診断された者並びにエックス線写真による検査、胸部に関する臨床検査及び肺結核以外の合併症に関する検査の結果、じん肺の所見があり、かつ、肺結核以外の合併症にかかっていると診断された者を除く。</li> <li>3 エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち、肺結核にかかっており、又はかかっている疑いのある者については結核精密検査 エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち、原発性肺がんにかかっている疑いがないと診断された者以外の者については、医師が必要と認める場合、胸部らせん CT 検査及び喀痰細胞診 エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち肺結核及び原発性肺がん以外の合併症にかかっている疑いがあると診断された者（肺結核及び原発性肺がん以外の合併症に関する検査を受けることが医師により必要であると認められた者に限る。）については、肺結核及び原発性肺がん以外の合併症に関する検査。</li> </ol>

		ただし、エックス線写真に一側の肺野の三分の一を超える大きさの大陰影（じん肺によるものに限る。）があると認められる者を除く。
石綿（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を取り扱う業務	6ヶ月に1回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務の経歴の調査</li> <li>2 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>3 せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>4 胸部のエックス線直接撮影による検査</li> <li>5 胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影（石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く。）がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊な撮影法による胸部のエックス線写真による検査、喀痰の細胞診又は気管支ファイバースコーピー検査若しくは気管支鏡検査（医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査）</li> </ol>

様式第1号 (本文記2(2)関係)

船員健康管理手帳交付申請書

(ふりがな) 氏名		性別	男・女	
生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日生
住所	都道 府県	区 市 郡	町 村	
本籍地	都道 府県			

「船員に係る健康管理制度の創設について（平成17年10月28日付け国海働第92号、  
庁保発第1028001号）」の記2に基づく船員健康管理手帳を交付されたく、関係書  
類を添えて申請します。

平成 年 月 日

申請者



国土交通省海事局船員労働環境課長 殿

備考

- 1 「船員に係る健康管理制度の創設について（平成17年10月28日付け国海働第92号、  
庁保発第1028001号）」の記3(2)の書類を添付すること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

# 船員健康管理手帳

番 号 \_\_\_\_\_ 号

氏名 \_\_\_\_\_

種 類	
-----	--

(ふりがな) 氏 名		性 別	男 ・ 女	
生 年 月 日	明 治 大 正 昭 和	年	月	日
住 所	都 道 府 県	区 市 郡	町 村	

「船員に係る健康管理手帳制度の創設について（平成17年10月28日付け国海働第92号、庁保険発第1028001号）」の記2に基づき船員健康管理手帳を交付します。

年 月 日

国土交通省海事局船員労働環境課長

印

職 歴

従 事 期 間	船舶所有者の名称 所 在 地	従 事 し た 粉じん又は石綿 業 務 の 内 容
自 年 月 日		
至 年 月 日		
自 年 月 日		
至 年 月 日		
自 年 月 日		
至 年 月 日		
自 年 月 日		
至 年 月 日		
自 年 月 日		
至 年 月 日		
自 年 月 日		
至 年 月 日		
自 年 月 日		
至 年 月 日		
自 年 月 日		
至 年 月 日		
自 年 月 日		
至 年 月 日		
自 年 月 日		
至 年 月 日		



じん肺の経過

初めてのじん肺管理区分2の決定	年	備考
初めてのじん肺管理区分3の決定	年	

既往歴

肺 結 核	歳	心 臓 疾 患	
胸 膜 炎	歳		歳
気 管 支 炎	歳	その他の胸部疾患	
気 管 支 拡 張 症	歳		歳
気 管 支 喘 息	歳		歳
肺 気 腫	歳		歳

この手帳交付の直前のじん肺健康診断の結果 年 月 日

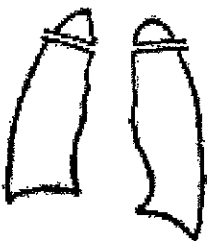
エックス線写真による検査		第1型 第2型 第3型 第4型 (A B C)
胸部に関する臨床検査	自覚症状	呼吸困難(I II III IV V)せき たん 心悸亢進 その他 ( )
	他覚症状	チアノーゼ ばち状指 副雑音 その他 ( )
肺機能検査	第1次検査	1秒率 ( %) %肺活量 ( %) V25/身長(m) ( l/sec/m)
	第2次検査	肺胞気動脈血酸素分圧較差 ( TORR)
	判 定	F ( - + Ⅱ )
かかっている合併症の名称		

離職前の石綿に係る疾病の既往歴及び治療歴

	既往歴及び治療歴
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

離職前直近の健康診断の結果


年 月 日

自覚症状及び 他覚症状	なし、せき、たん、息切れ、胸痛 その他（ ）
胸部のエック ス線直接撮影 による検査	 年 月 日
特殊なエック ス線撮影に よる検査	
喀痰の細胞診	
気管支鏡検査	

<じん肺>

検査年月日		年 月 日		
エックス線写真による検査		第1型 第2型 第3型 第4型 (A B C)	肺機能検査	
胸部に関する臨床検査	自覚症状	呼吸困難(I II III IV V) せき たん 心悸亢進 その他( )		第1次検査
	他覚症状	チアノーゼ ばち状指 副雑音 その他( )		第2次検査
			判定	
らせんCT				
喀痰細胞診				
かかっている合併症の名称				
医療機関名及び医師名				

<石綿>

検査年月日		年 月 日	
健康診断	既往歴	なし、せき、たん、息切れ、胸痛、その他( )	年 月 日
	自覚症状及び他覚症状	なし、せき、たん、息切れ、胸痛、その他( )	特殊なエックス線撮影による検査
	胸部のエックス線直接による検査		喀痰の細胞診
	判定	異常なし 要再検( ) 要追加健診( )	気管支鏡検査
医療機関名及び医師名		医療機関名及び医師名	

## 注 意 事 項

- 1 「船員に係る健康管理手帳制度の創設について（平成17年10月28日付け国海働第92号、庁保険発第1028001号）」の記5により健康診断を受けるときは、当該健康診断を行う所定の医療機関にこの手帳を提出し、所定の欄にその結果を記入してもらってください。
  
- 2 次の場合には、国土交通省海事局船員労働環境課長にこの手帳を添えて（口の場合を除く。）その旨を届け出て、必要な訂正又は交付を受けてください。
  - イ 氏名又は住所を変更したとき
  - ロ この手帳を失ったとき
  - ハ この手帳を損傷したとき
  
- 3 この手帳は、他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。

様式第3号（本文記9及び10関係）

書替  
船員健康管理手帳 申請書  
再交付

(ふりがな) 氏名		性別	男・女
生年月日			
住所			
本籍地			
書替え又は再交付 申請の理由			

平成 年 月 日

申請者 氏名  
住所



国土交通省海事局船員労働環境課長 殿

備考

- 1 表題の「書替」及び「再交付」のうち該当しない文字は、まっ消すること。
- 2 書替えの申請のときは、旧船員健康管理手帳及び記載事項の異動を証する書類を、損傷による再交付の申請のときは、旧船員健康管理手帳を添付すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

参考2

国海働第93号  
平成17年10月28日

各地方運輸局海上安全環境部長  
神戸運輸監理部海上安全環境部長  
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

(国土交通省) 海事局船員労働環境課長

#### 船員健康管理手帳交付等関係事務取扱要領の制定について

今般、「船員に係る健康管理手帳制度の創設について（平成17年10月28日付け国海働第92号、庁保険発第1028001号）」により、石綿等によるの疾病にかかった船員には、国から船員健康管理手帳が交付され、無料で医療機関による健康診断が受診できることとなったところである。

これに伴い、船員健康管理手帳の交付等の事務取扱要領について、別紙のとおり定めることとしたので通知する。

なお、申請者が地方運輸局等の窓口申請書を提出する場合がありますので、併せて了知願いたい。

## 船員健康管理手帳交付等関係事務取扱要領

船員法（昭和22年法律第100号）第1条の「船員」であった者に係る健康管理手帳交付等の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

## I 交付申請

## 1 申請書の受理

## (1) 添付書類等の確認

添付書類等については次によること。

## ① 粉じん業務の場合

じん肺法（昭和35年法律第30号）第14条第1項（第15条第3項、第16条第2項又は第16条の2第2項において準用する場合を含む。）の決定通知書（以下「じん肺管理区分決定通知書」という。）又は同法第14条第2項の通知書の写し

## ② 石綿業務の場合

イ 当該業務に従事していた旨の船舶所有者の証明

ロ イが得られない場合は、当該業務に同時期に従事していた者その他当該業務に従事していたことを証明できる者2名以上の証明書

ハ イ及びロのいずれも得られない場合は、本人において記述した申立書

ニ 胸部エックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真及び不整形陰影又は胸膜肥厚の陰影がある旨の記述等のある医師による診断書（同様の記載のあるじん肺健康診断結果証明書の写しでも可。）若しくは管理2以上のじん肺管理区分決定通知書及び当該決定に関して都道府県労働局長に提出されたじん肺健康診断結果証明書の写し

ホ 当該申請者が船員であったことを証する書類（イの証明が添付されている場合を除く。）

## (2) 申請先の確認

申請先は国土交通省海事局船員労働環境課（以下「本省」という。）とする。

なお、各地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。）、運輸支局及び海事事務所の窓口（以下「地方運輸局等の窓口」という。）においても申請の受付を行うこととするので、申請がなされた地方運輸局等の窓口にあつては、申請書類を下記6の事務処理期間を念頭におき速やかに本省へ送付すること。

## (3) その他

離職の際の申請にあつては、船舶所有者が申請事務を代行するよう指導すること。

## 2 申請書類等の審査

## (1) 書面のみによる審査（粉じん業務の場合）

添付書類により「船員に係る健康管理手帳制度の創設について（平成17年10月28日付け国海働第92号、庁保発第1028001号）」の記2に掲げる船員健康管理手帳の交付及び交付要件（以下「交付要件」という。）の事項を満たすことを確認すること。

なお、必要に応じ、本省の保存書類との照合等により申請内容を確認すること。

## (2) エックス線写真等による審査（石綿業務の場合）

提出された書類により石綿業務に従事していたことを確認した上で、下記のことを確認すること。また、添付書類が1の(1)の②ロ又はハのときは、必要に応じ船舶所有者の存否等事実関係について確認すること。

イ エックス線写真の提出のあったものにあつては、専門的な知識を有する医師に不整形陰影又は胸膜肥厚の有無の確認を求め、これらのいずれかが認められること。

ロ じん肺管理区分決定通知書及びじん肺健康診断結果証明書の提出のあったものにあつては、当該じん肺管理区分が管理2以上であり、かつ、じん肺健康診断結果証明書の「4. エックス線写真の像」の欄の「イ. 小陰影の区分」の不整形陰影の欄に1/0以上の記載があるもの若しくは「ハ. 付加記載事項」の欄中、pl若しくはplcの項目が選択されていること。

### 3 船員健康管理手帳の作成等

#### (1) 船員健康管理手帳の作成及び交付

上記2の審査の結果、交付要件を満たしているものについては、船員健康管理手帳（以下「手帳」という。）の様式に申請者の氏名等の所要事項を記入して手帳を作成し、申請者に交付すること。

なお、船舶所有者に確認する等により、離職前直近の該当の健康診断結果を当該欄に記入すること。

#### (2) 台帳及び交付簿の作成等

本省は、様式第1号による船員健康管理手帳台帳（以下「台帳」という。）及び様式第2号による船員健康管理手帳交付簿（以下「交付簿」という。）を作成することとし、当該交付簿を作成したときは、社会保険庁運営部医療保険課に交付簿の写しを送付すること。

### 4 手帳の交付の際の措置

手帳の交付の際、申請者に対し、所定の健康診断を受けるよう勧告するとともに、健康診断の項目、回数、実施時期、委託医療機関の所在地、所定の健康診断項目の範囲内の検査については費用を負担する必要のないこと、委託医療機関において受診すること等を通知すること。

### 5 添付資料の返還

石綿業務に係る申請に添付されたエックス線写真については、手帳の交付の通知に併せて申請者あて返還すること。

### 6 事務処理の期間

申請書の審査・処理に要する標準処理期間は、原則として15日とするが（各地方運輸局等の窓口を経由して申請されたものについては、20日とする。）、石綿業務に係るものにあつては、専門の医師による確認を求めため、審査に相当の期間を要すると見込まれるときは、申請者にその旨をあらかじめ説明し理解を得るよう努めること。

なお、この場合においても申請から1月以内に審査・処理を終えるよう極力努めること。

## II 書替え申請

### 1 申請書の受理

手帳及び氏名又は住所の変更を証する市町村長の証明書が添付されていることを確認すること。

### 2 手帳への変更内容の記載等

#### (1) 氏名変更又は同一都道府県内の住所変更の場合



- ① 手帳への記載  
手帳に変更された氏名又は住所を記載すること。
  - ② 台帳及び交付簿への記載  
申請の内容を確認の上記載し、備考欄に変更年月日を付記すること。
  - (2) 都道府県間の住所変更の場合  
手帳及び台帳に(1)の①及び②に準じて変更事項を記載するとともに、交付簿を作成すること。
  - (3) 交付簿の送付  
書替えにより交付簿を作成したときは、社会保険庁運営部医療保険課に交付簿の写しを送付すること。
- 3 手帳の返還等  
変更事項を記載した手帳を申請者に返還するとともに、2の(2)の場合は、併せて委託医療機関の所在地等を申請者に通知すること。

### Ⅲ 再交付申請等

#### 1 再交付申請関係

- (1) 申請書の受理  
手帳の損傷の場合にあっては、損傷した手帳が添付されていることを確認すること。
- (2) 手帳の作成等  
手帳の番号は旧番号とし、手帳の交付に準じて作成すること。  
また、台帳及び交付簿の備考欄に再交付年月日を付記すること。
- (3) 再交付の際の措置  
申請者に対し、以後手帳を滅失又は損傷することのないよう注意喚起するとともに、手帳の滅失の場合にあっては、滅失した手帳を発見したときは速やかに返還するよう併せて注意喚起すること。

#### 2 手帳の返還関係

手帳所持者の死亡に伴う手帳の返還があった場合には、交付簿及び台帳の備考欄にその旨を記載することとし、この旨を社会保険庁運営部医療保険課へ連絡すること。

#### 3 手帳の健康診断結果の記載欄の満了に伴う措置

手帳所持者から、手帳の健康診断結果の記載欄が満了した旨の申し出があった場合には、申し出のあった者から当該手帳を一旦回収し、次の要領により新しい手帳と合本した手帳を作成の上、当該者に返還すること。

- (1) 現在の手帳の裏表紙と新しい手帳の表表紙を固定し、合本すること。
- (2) 新しい手帳には、第1頁目の氏名、性別、生年月日及び住所を記入すること。

様式第1号 (I 3 (2)関係)

船員健康管理手帳台帳

種類		手帳交付番号		交付年月日		
(ふりがな) 氏名			生年月日		性別	男・女
本籍						
住所	電話 ( )					
	電話 ( )					
健康 診 断 実 施 状 況 年 月 日					備     考	

- 「種類」の欄は、じん肺業務又は石綿業務のうち、いずれか該当する業務を次のように略記すること。
  - ・じん肺業務 「じん肺」
  - ・石綿業務 「石綿」
- 書替え又は再交付を行った場合は、備考欄にその旨記入すること。

船員健康管理手帳交付簿  
(種類 )

手帳交付 番号	(ふりがな) 氏名 生年月日 性別	本籍地	住 所	交 付 年月日	備 考

- 1 「種類」の欄は、じん肺業務又は石綿業務のうち、いずれか該当する業務を次のように略記すること。
  - ・じん肺業務 「じん肺」
  - ・石綿業務 「石綿」
- 2 「備考」の欄は、書替え等を行った場合に、その年月日、内容等を簡単に記入すること。